

掛川市告示第91号

掛川市水道事業指定給水装置工事事業者規程第9条の規定に基づき、次のとおり掛川市水道事業指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止する。

令和5年9月26日

掛川市長 久保田 崇

1 指定工事店の住所、名称及び代表者名

浜松市北区三ヶ日町摩訶耶322

三ヶ日設備株式会社

代表取締役 小川純一

2 効力停止の理由

次に掲げる規定に違反したため

(1) 掛川市水道事業指定給水装置工事事業者規程第8条第1項第5号

(2) 掛川市水道事業指定給水装置工事事業者規程第13条第1項第3号

3 効力停止期間

令和5年9月26日から令和5年11月25日まで